

第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村子ども・子育て支援事業計画への記載事項として、「提供区域の設定」、「量の見込みと提供体制の確保の内容」を定めるよう求められています。

1 提供区域の設定

基本指針において、就学前のこどもにかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定めることとされています。大阪市における提供区域は、次のとおりです。なお、提供区域の設定については、行政区（24区）を基本としつつ、広域的な利用となっている事業については、市全域を提供区域としています。

事業等		提供区域
就学前のこどもにかかる教育・保育（幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業）		
1	1号認定（3～5歳児、幼児期の学校教育のみ）	行政区
2	2号認定（3～5歳児、保育の必要性あり）	行政区
3	3号認定（0～2歳児、保育の必要性あり）	行政区
地域子ども・子育て支援事業		
1	延長保育事業（時間外保育事業）	行政区
2	児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業	行政区
3	子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）	市全域
4	地域子育て支援拠点事業	行政区
5	一時預かり事業（幼稚園在園児対象）	行政区
6	一時預かり事業（幼稚園在園児以外対象）	行政区
7	病児・病後児保育事業	市全域
8	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	行政区
9	利用者支援事業	行政区
10	妊婦健康診査	行政区
11	乳児家庭全戸訪問事業	行政区
12	養育支援訪問事業（子ども家庭支援員・エンゼルサポーター・専門的家庭訪問支援事業）	市全域

2 各年度における量の見込みと提供体制の確保の内容

各年度における就学前のこどもにかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容については、次のとおりです。なお、提供区域ごとの量の見込みと提供体制の確保の内容については、別冊資料に掲載しています。

就学前のこどもにかかる教育・保育（大阪市全体）

（単位：人）

		量の見込み			確保の内容		
					教育・保育施設	地域型保育事業	合計
令和2年度	1号	15,488	幼稚園利用 児童計	26,777	38,353		38,353
	2号	11,289					
	3号			30,747	38,902		38,902
令和3年度	1号	15,049	幼稚園利用 児童計	26,017	38,353		38,353
	2号	10,968					
	3号			31,449	39,463		39,463
令和4年度	1号	14,706	幼稚園利用 児童計	25,424	38,353		38,353
	2号	10,718					
	3号			32,106	39,667		39,667
令和5年度	1号	14,481	幼稚園利用 児童計	25,037	38,353		38,353
	2号	10,556					
	3号			32,660	40,075		40,075
令和6年度	1号	14,381	幼稚園利用 児童計	24,860	38,353		38,353
	2号	10,479					
	3号			33,272	40,255		40,255
				29,359	28,824	4,211	33,035

※ 「2号（教育利用）」とは、保育の必要性があるが、幼児期の学校教育の利用希望が強く、幼稚園を利用するこどものことです。「2号（保育利用）」は、それ以外のこどものことです。

(年齢別内訳)

量の見込み

(単位：人)

	1号＋2号（教育利用）				2号（保育利用）				3号			
	3歳	4歳	5歳	計	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	計
令和2年度	7,905	9,283	9,589	26,777	10,562	10,257	9,928	30,747	4,383	10,975	11,043	26,401
令和3年度	7,691	8,932	9,394	26,017	10,662	10,508	10,279	31,449	4,610	11,230	11,468	27,308
令和4年度	7,766	8,634	9,024	25,424	11,020	10,592	10,494	32,106	4,809	11,532	11,600	27,941
令和5年度	7,646	8,697	8,694	25,037	11,134	10,946	10,580	32,660	5,041	11,797	11,817	28,655
令和6年度	7,587	8,545	8,728	24,860	11,304	11,053	10,915	33,272	5,284	12,103	11,972	29,359

保育利用率

(単位：人)

	2号（保育利用）				3号			
	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	計
令和2年度	52%	50%	49%	51%	20%	51%	54%	42%
令和3年度	53%	52%	51%	52%	21%	53%	55%	43%
令和4年度	54%	54%	53%	53%	22%	54%	56%	44%
令和5年度	55%	54%	54%	54%	23%	56%	57%	45%
令和6年度	56%	55%	55%	55%	24%	57%	58%	46%

確保の内容

(単位：人)

	1号＋2号（教育利用）				2号（保育利用）				3号			
	3歳	4歳	5歳	計	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	計
令和2年度	9,314	14,000	15,039	38,353	12,638	13,081	13,183	38,902	6,297	11,405	13,344	31,046
令和3年度	9,314	14,000	15,039	38,353	12,825	13,270	13,368	39,463	6,455	11,695	13,583	31,733
令和4年度	9,314	14,000	15,039	38,353	12,893	13,338	13,436	39,667	6,551	11,853	13,727	32,131
令和5年度	9,314	14,000	15,039	38,353	13,029	13,474	13,572	40,075	6,622	12,050	13,920	32,592
令和6年度	9,314	14,000	15,039	38,353	13,089	13,534	13,632	40,255	6,702	12,241	14,092	33,035

認定子ども園への移行にかかる計画で定める数

認定子ども園への移行促進のため、提供区域における特定教育・保育施設が供給する利用定員数が量の見込みとして必要とされる利用定員数を超えていたとしても、次の範囲で認可・認定をすることができます。

(単位：人)

市全域での合計	1号	2号	3号
	1,230	1,120	520

地域子ども・子育て支援事業（大阪市全体）

(1) 延長保育事業（時間外保育事業）

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

近年の女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、保育時間の延長に対するニーズが高まっていることから、就労と子育てなどを両立できる環境を整備します。

【子ども青少年局】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	16,696	17,251	17,696	18,134	18,565
確保の内容	人	20,340	20,789	20,998	21,294	21,491

(2) 児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業

児童いきいき放課後事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○			

市内全市立小学校区において、学校と地域との協力のもとに、大阪市に居住するすべての児童を対象に安全・安心な放課後の居場所を提供し、さまざまな体験や活動プログラムなどを通じて児童の個性を生かすとともに、自立性、創造性、社会性などをはぐくむことで児童の健全育成を図ります。障がいなどにより支援を必要とする児童が安心して参加できるような環境整備を図ります。

【子ども青少年局】

留守家庭児童対策事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		○			

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を主な対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るため、民設民営の放課後児童クラブで実施する事業に要する経費の一部を補助します。

【子ども青少年局】

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年	量の見込み	人	32,803	32,645	32,569	32,416	32,121
	確保の内容	人	32,803	32,645	32,569	32,416	32,121
高学年	量の見込み	人	15,243	15,138	15,072	14,976	14,827
	確保の内容	人	15,243	15,138	15,072	14,976	14,827

※上記のうち国の放課後児童健全育成事業補助対象量

(留守家庭児童対策事業及び一部の児童いきいき放課後事業が該当)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年	量の見込み	人	3,578	3,579	3,587	3,578	3,550
	確保の内容	人	3,578	3,579	3,587	3,578	3,550
高学年	量の見込み	人	2,184	2,192	2,197	2,193	2,177
	確保の内容	人	2,184	2,192	2,197	2,193	2,177

(3) 子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

保護者が病気や出産、仕事の都合などにより、一時的に家庭での養育が困難になったとき、1週間以内を原則とし宿泊を伴って児童養護施設等で就学前のこどもを預かり、安心して子育てができる環境を整備します。

【こども青少年局】

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		人日	1,230	1,232	1,218	1,227	1,227
確保の内容		人日	1,230	1,232	1,218	1,227	1,227

(4) 地域子育て支援拠点事業

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

地域子育て支援センター、つどいの広場において、保護者やこどもが交流し、仲間づくりや子育てに関する情報交換ができる機会、地域における子育て関連情報の提供を行います。また、子育てに関する相談や支援を行うとともに、子育て及び子育て支援に関する講習会等を行います。

【こども青少年局】

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		人回	469,506	463,706	453,085	445,231	437,751
確保の内容		か所	141	141	141	141	138

(5) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象）

対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	○				

保護者のニーズに応じて、幼稚園で教育時間終了後や長期休業期間中に預かり保育を行います。

【こども青少年局】

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	量の見込み	人日	655,297	636,720	622,209	612,690	608,459
	確保の内容	人日	655,297	636,720	622,209	612,690	608,459
2号認定	量の見込み	人日	477,636	464,057	453,478	446,623	443,365
	確保の内容	人日	477,636	464,057	453,478	446,623	443,365

1号認定：幼稚園や認定こども園を利用する1号認定（相当）のこどもの不定期な利用
2号認定：保育の必要性があるが、幼児期の学校教育の利用希望が強く、幼稚園を利用するこどもの定期的な利用